

職員定数

介護保険法施行規則第140条の66の規定により定められている基準及び市が定める職員配置基準に基づき、担当する圏域内の高齢者人口等に応じて必要な職員数を定めています。

下表の必要職員数については、令和7年10月1日現在の圏域内の高齢者人口等を基に算出した令和8年度の職員定数であり、令和9年度については、令和8年10月1日現在の数値を基に定めますので、今後、必要な職員数については変動する可能性があります。

参考【職員定数(令和8年度)】

No.	圏域名	圏域内高齢者人口 (住民基本台帳: R7.10.1)	合計	基本3職種			その他 専門職員
				保健師	社会福祉士	主任介護支援 専門員	
1	大 沢	9,008	6.0 (常勤換算)	常勤1	常勤1	常勤1	常勤2 非常勤2
2	星が丘	4,754	5.0 (常勤換算)	常勤1	常勤1	常勤1	常勤1 非常勤2
3	新 磯	3,710	4.0 (常勤換算)	常勤1	常勤1	常勤1	常勤1
4	東林第1	5,848	5.0 (常勤換算)	常勤1	常勤1	常勤1	常勤1 非常勤2
5	東林第2	5,451	5.0 (常勤換算)	常勤1	常勤1	常勤1	常勤1 非常勤2